

役員選任および報酬規程（定款より抜粋）

第4章 役員

（理事及び監事）

第21条 本会議所に次の理事及び監事を置く。

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 2名以上5名以内 |
| (3) 専務理事 | 1名 |
| (4) 常任理事 | 2名以上5名以内 |
| (5) 財務担当理事 | 1名 |
| (6) 理事(理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び財務担当理事を含む) | 19名以上25名以内 |
| (7) 監事 | 3名以内 |

（理事及び監事の資格及び任免）

第22条 理事は、総会において選任し又は解任する。理事長は、総会において別に定める規程により理事会の決議により選出する。

2 理事の選任方法は、別に総会において定める規程による。

3 監事は、理事を兼務し、又は委員会の構成員となること及び使用人となることはできない。また、監事は総会において選任し又は解任する。

（理事の任期）

第23条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（監事の任期）

第24条 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（理事長・理事の任務）

第25条 本会議所は、理事長1名を置く。理事長は、一般社団法人及び一般財団法人法上の代表理事であり、本会議所を代表し業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の業務全般を補佐する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理するとともに財務・総務・事務局を統括する。

- 4 常任理事は理事長を補佐し、処務を処理する。
- 5 財務担当理事は、専務理事の財務に関する業務を補佐し、処務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

(監事の職務・権限)

第 26 条 監事は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席する義務を有し、必要があると認める時は意見を述べることができる。
- (6) 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (7) 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求しなければならない。
- (8) その他、法令で定められた事項

(辞任及び解任)

第 27 条 理事又は監事は、総会において正会員の 3 分の 2 以上の同意により、これを解任することができる。

2 第 14 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

この場合において、同条中「会員」とあるのは「理事または監事」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。但し、業務遂行にあたり費用を負担した時は、総会の決議により、その費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の決議を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引

(3) 本会議所がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会議所と
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 30 条 本会議所は、役員的一般社団法人及び一般財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会議所は、外部役員との間で、賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、金 30 万円以内であらかじめ定められた額と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。